デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業委託業務仕様書

1 業務名

デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業委託業務

2 目的

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の終了や再エネ賦課金の値上げによる家庭の電気料金の負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電の導入支援を通じ、月々の電気使用量の低減を図り、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活者の支援を行うとともに、県民の脱炭素アクションを引き出す「デカボえひめプロジェクト」と連動し温室効果ガス排出量の削減を促進する。

3 委託事業費

197,000,000円(事務経費及び還元額原資の合計額)を上限とする。

内訳	委託に係る事務経費(消費税及び地方消費税を含む)	47,000,000 円
	還元額原資(不課税)	150,000,000 円

4 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)までとする。

5 業務内容

本事業の受託候補者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案の内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとし、6の「事業計画書及び報告書の提出」において定めるものとする。また、本事業は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(1) デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業の概要

ア概要

実施期間中、参加店舗において対象製品(新品に限る。)購入した者に対し、上限額に応じた金額を商品券にて還元する。なお、還元の上限額は4万円であり、購入時期が異なる複数の対象製品の申請は可能であるが、1製品あたりの上限額は本体価格の1/2以内とし、3万円とする。

加えて、購入対象期間に、1人あたり1回の申請に限る。

イ 対象者

以下の項目をすべて満たす者。

- ①愛媛県内にある参加店舗において対象製品となる省エネ家電を購入(インターネット購入は除く。) する愛媛県民
- ②デカボm y スコアに取り組むこと
- ③愛媛県が実施するアンケートに回答すること
- ウ 対象製品及び対象基準

対象とする製品及び基準は次のとおりとする。

- ①エアコン(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上
- ②LED照明器具(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル4つ星以上

- ③冷蔵庫(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上
- ④テレビ(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上

工 委託料

197,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む)を上限とする。なお、消費者への還元額原資は150,000,000 円 (非課税)とし、実績に応じて変更するものとする。

(2) 事業の実施期間

対象製品の購入対象期間等は、以下を基本とし、委託契約締結後、愛媛県との協議により決定するものとする。

なお、購入対象期間等については、期限を待たず予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了するなど、還元額交付状況により、愛媛県と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

ア 購入対象期間

令和6年9月中旬から令和6年12月中旬まで

イ 還元額交付申請期間

令和6年9月中旬から令和6年12月下旬まで

ウ 還元額送付期間

令和6年9月下旬から令和7年1月中旬まで

工 参加店舗受付期間

令和6年8月中旬から令和6年10月中旬まで

(3) 事務局の設置

受託者において、以下のア〜カに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や愛媛県との連絡調整を行うこと。

- ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。
- イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- ウ 統括責任者は、業務執行に必要な人員を確実に手配・確保すること。
- エ 事務局は、早期終了が見込まれる場合の対応及び調整を行うこと。
- オ 愛媛県との連絡調整を円滑に実施できるよう、事務局及びコールセンターの 設置は、愛媛県内に限ること。
- カ 商品券発送拠点は、配送効率や配送費用等の観点から、愛媛県内に設けること。
- (4) 専用サイトの設置及び維持・管理
 - ア 事業に係る専用サイト (ホームページ) の設置

次の内容・機能を有する専用サイトを購入対象期間開始までに設置し、令和7年1月31日(金)までの間、適切に維持・管理すること。

- ①事業の目的・概要
- ②省エネ家電選択のメリットを伝える内容
- ③参加店舗リストの閲覧・検索
- ④対象製品リストの閲覧・検索
- ⑤デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業へ参加希望する店舗の申込フォーム
- ⑥対象製品購入者からの環元申請申込フォーム
- ⑦申請者にわかりやすく申請方法を伝える内容

- ⑧質問事項の受付、FAQの掲載
- ⑨還元申請状況について、予算残額や消化割合の掲載
- ⑩店舗向けお知らせ(店舗向けオンライン説明会の動画含む)
- ⑪デカボえひめプロジェクトで公開しているWEBページのリンク

イ 専用サイトの要件

- ①利用者が閲覧しやすいものとすること。特に、スマートフォンなどの小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザーにも配慮したものとすること。
- ②Windows、MacOS、iOS、AndroidのOSに対応する主要なブラウザ(MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等)で閲覧可能であること。
- ③個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最 新の情報を基に万全の対策を実施すること。
- ④専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を愛媛県に提出の上、 愛媛県と協議して内容を決定すること。
- (5) コールセンターの設置及び運営

デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業に関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターの設置・運営を行うこと。なお、コールセンターの基本的事項は以下のとおりとする。

ア コールセンターの開設期間

次の①及び②の期間中の午前11時から午後5時までとする。(土日祝除く。)

- ①店舗向けコールセンター
- ・参加店舗受付期間開始から購入対象期間終了まで
- ②申請者向けコールセンター
- ・購入対象期間開始から還元額送付期間終了まで

イ 共通事項

- ・コールセンターの運営に必要な電話設備、メールアドレス、問い合わせフォーム等の一切については受託者が用意すること。
- ・頻出する問い合わせ事項については、FAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。
- FAQの内容は、随時更新することとし、内容については事前に愛媛県の 承認を得ること。
- ・コールセンター勤務人数、対応件数、主な対応内容等を、随時、愛媛県に 報告すること。

(6) 参加店舗に係る対応

ア 参加店舗

参加店舗は、申込フォームで登録した愛媛県内にある登録店舗とする。 参加店舗については、県内市町ごとに区分し、閲覧しやすく、かつ容易に検 索できるように掲載すること。

イ 参加店舗への印刷物等の送付及び説明

参加店舗へ購入対象期間開始までに次の①~④の印刷物等を作成し、送付するほか、参加店舗へ本事業の説明を行うこととし、説明については、事業内容や依頼事項を盛り込んだ説明動画を用意する等、参加店舗が内容を確認できるよう工夫すること。

また、追加で登録のあった店舗に対しても、適宜速やかに印刷物等を送付し、

本事業の説明を行うこと。

- ①デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業の趣旨や内容、参加店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル
- ②対象製品購入者が還元原資等の交付を申請する際に入力が必要となるコードを付したチケット(以下、「キャンペーンチケット」という。)
- ③キャンペーン用ポスター、チラシ等
- ④その他、参加店舗に配布する必要がある印刷物等
- ウ参加店舗の参加要件

デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業に参加する店舗は、以下を誓約することが条件とする。

- ①申請者に、省エネ家電の効果等を説明すること
- ②申請者に、デカボmyスコアの算定が申請要件となっていることを説明する とともに、申請者のデカボmyスコアの算定を補助すること
- ③デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業終了後も、省エネ家電の効果等の説明に努めること
- ④デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業終了後も、デカボmyスコアの周知に努めること
- (7) 対象者に係る対応
 - ア 対象製品リストの作成・更新
 - ①受託者は委託契約締結後速やかに、愛媛県が指定する対象基準に該当する対象製品リストを作成し、愛媛県に提出すること。
 - ②受託者は、専用サイト内に対象製品リストを掲載し、1週間に1回程度の頻度で当該リストを更新すること。
 - ③対象製品リストの更新にあたっては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載される製品のうち、愛媛県が設定する条件に該当する製品を抽出すること。
 - イ 商品券の種類

県下スーパー、百貨店等で使用できる商品券等、地域経済循環に資する手法を少なくとも5種類以上選定し、申請者が選択できること。なお、申請者の利便性を考慮し、県下で幅広く使用できるよう選定すること。

ウ 環元額

還元の上限額は1人あたり4万円であり、購入時期が異なる複数の対象製品の申請は可能であるが、1製品あたりの上限額は本体価格の1/2以内とし、3万円とする。

- ①エアコン(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上
- ②LED照明器具(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル4つ星以上
- ③冷蔵庫(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上
- ④テレビ(上限額3万円※本体価格の1/2以内) 統一省エネラベル3つ星以上

エ 申請回数

予算上限に達するまでの還元額交付申請期間内において1人あたり1回の申請に限る。

オ 申請に係る手続き

還元額の交付申請手続は、専用サイトからのオンライン申請となる旨、参加店舗が丁寧に申請者に対して説明をするとともに、デカボmyスコアの算定が要件であることを説明し、申請者の算定を補助すること。

また、申請方法の決定にあたっては、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

①還元額交付の流れ

- ・参加店舗は、対象製品購入者にキャンペーンチケットを交付
- ・購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要 情報を入力
- ・事務局において申請データを受信し、内容を審査
- ・申請内容が適当と認められる場合は、購入者が選択した商品券により還元 額を送付

(留意事項)

- ・送付にあたっては、追跡可能な手段とし、配送記録を残すこと。
- ・配送時不在等により返送のあったものは、受託者が申請者へ連絡を取り、 可能な限り再配達を行うこと。
- ・申請者に連絡が取れない等の理由により、やむを得ず失効となる場合がある旨、申請時に同意を得た上で、申請を受理するとともに、万が一、失効となる場合には、受託者は愛媛県の許可を得ること。
- ②申請時に入力または添付が必要となる項目

以下のとおり、申請時に入力が必要となる項目及び還元額送付時に入力が必要となる項目について、申請フォームを設定すること。なお、デカボえひめ・省エネ家電導入促進事業開始前に下記に記載した項目以外に必要な項目が生じた場合は、甲乙協議により追加することができるものとする。

【申請時に入力が必要となる項目】

• 申請者情報

氏名、フリガナ、年代、住所、電話番号、メールアドレス、デカボmyスコアの数値

• 購入情報

キャンペーンチケット番号、対象製品購入日、購入店舗、買換又は新規購入、購入品目、製品型番、対象製品の購入金額

• 添付資料

購入した対象製品のレシート画像、購入した対象製品のメーカー保証書の画像、現住所がわかる本人確認証(免許証、保険証、マイナンバーカード等)、デカボmyスコアの算定の画像

・今後の愛媛県施策検討に活用するアンケート アンケートの内容は、愛媛県との協議により決定すること。

カ 交付申請に係る審査

受託者は、対象製品購入者から交付申請があったときは、キャンペーンチケットにより還元対象者であることを確認の上、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、以下について審査を行うこと。

【審查項目】

- ・必要項目(添付書類含む)に不足が無いこと。
- ・購入品が対象製品であり、新品購入であること(入力、レシート、保証書により確認)。
- ・購入日が対象期間であること (入力、レシート、保証書により確認)。
- ・購入先が参加店舗であること (入力、レシート、保証書により確認)。
- ・申請者が愛媛県民であること(入力、本人確認証により確認)。
- ・購入品や申請者が、過去の申請と重複していないこと(入力により確認)。 なお、申請受付終了時に応募者多数となった場合は、有効な申請者の中で 抽選により交付対象者を決定すること。

キ 還元額の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算 して1か月以内に商品券を送付すること。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、 入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとす るが、交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、還元が不可の 旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

(8) スケジュール

事業実施に係るスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細な日程は、愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

- 令和 6 年 7 月中旬 受託事業者決定、委託契約
- ・令和6年8月中旬から令和6年10月中旬 参加店舗受付期間
- ・令和6年9月中旬から令和6年12月中旬 購入対象期間
- ・令和6年9月下旬から令和7年1月中旬 還元額送付期間
- ・令和7月1月 31 日 受託事業者から愛媛県へ実績報告書の提出期限

(9) その他

- ア事業の実施に際し、必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。
- イ 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュールおよび体制表を作成 し、愛媛県へ提出すること
- ウ 不正などが疑われる状況等が生じた場合には、速やかに愛媛県に報告し、対 応について協議すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託候補者は、契約締結後遅滞なく受託候補者が提案した企画提案書をもとに、 別途契約書に定める本事業の具体的な内容及びスケジュール等を示した「業務計画 書」を作成の上、愛媛県に提出すること。

また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、愛媛県の承諾を得ること。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議した上で行うこと。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。なお、「実績報告書」には、本事業に関する報告書として紙媒体2部、電子媒体(DVD-R等)2部を県に提出すること。報告者には、次の項目を必ず含めること。

ア コールセンターの実施内容(対応件数、対応内容)

イ 対象製品等の情報(申請情報、還元額、デカボmyスコアの数値等)

- ウ 委託業務にかかる経費の内訳
- エ その他、事業実施の説明に必要と考えらえる資料(業務実施にあたり収集及び 作成したデータ、広報物データ等)
- (3) 愛媛県は、必要に応じて、受託候補者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 業務実施体制

(1) 受託候補者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、 愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛 媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

- (2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、 実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不適当と認められるときは、 受託候補者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

8 その他留意事項

- (1) 業務の再委託
 - ①本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、あらかじめ愛媛県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。)。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託候補者が本契約にかかる事務又は委託業務の全部を一括して委託することはできない。
 - ②受託候補者は、業務を再委託及び再々委託等(以下、「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
 - ③受託候補者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせ、愛媛県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (2) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託候補者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託候補者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。愛媛県又は受託候補者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託候補者の責任と費用負担で対応すること。

(3) 著作権等

①本事業により受託候補者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受 託候補者が得られる成果物の著作者人格権について、受託候補者は将来にわたり

行使しないこと。

- ②受託候補者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ③愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託候補者を表示することを要しないものとする。
- ④受託候補者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、 当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛 県が無償で使用する旨の承諾を受託候補者の責任と負担において得るものとす る。
- ⑤前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。
- ⑥受託候補者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、 移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続 等を行わないこと。

(4) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 秘密の保持

受託候補者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(6) 書類の保存

受託候補者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(7) 損害賠償

受託候補者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により愛媛県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託候補者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(8) 委託費の返還等

- ①本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた場合は、委託費の全部又は一部を返還させる。
- ②受託候補者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと愛媛県が認めるときは、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(9) その他

- ①愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受 託候補者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託候補者は、委託料の範囲 内において仕様の変更に応じること。
- ②本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託候補者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。